

議案第47号

西海市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

西海市下水道条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年6月14日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市下水道条例の一部を改正する条例

西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号を次のように改める。

（1）下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値

第15条第2項中第2号から第33号までを削り、第34号を第2号とし、第35号から第41号までを32号ずつ繰り上げる。

第19条第2項中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

西海市下水道条例の一部を改正する条例

新	旧
(除害施設の設置等) 第15条 (略) 2 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、次に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には適用しない。 (1) <u>下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値</u>	(除害施設の設置等) 第15条 (略) 2 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、次に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には適用しない。 (1) <u>カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下</u> (2) <u>シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下</u> (3) <u>有機リン化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下</u> (4) <u>鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下</u> (5) <u>六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下</u> (6) <u>ひ素及びその化合物 1リットルにつきひ素0.1ミリグラム以下</u>

新	旧
	(7) <u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1 リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下</u> (8) <u>アルキル水銀化合物 検出されないこと。</u> (9) <u>ポリ塩化ビフェニル 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下</u> (10) <u>トリクロロエチレン 1 リットルにつき0.3ミリグラム以下</u> (11) <u>テトラクロロエチレン 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下</u> (12) <u>ジクロロメタン 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下</u> (13) <u>四塩化炭素 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下</u> (14) <u>1,2—ジクロロエタン 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下</u> (15) <u>1,1—ジクロロエチレン 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下</u> (16) <u>シス—1,2—ジクロロエチレン 1 リットルにつき0.4ミリグラム以下</u> (17) <u>1,1,1—トリクロロエタン 1 リットルにつき3ミリグラム以下</u> (18) <u>1,1,2—トリクロロエタン 1 リットルにつき0.06ミリグラム以下</u> (19) <u>1,3—ジクロロプロペン 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下</u> (20) <u>テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 1 リットルにつき0.06ミリグラム以下</u> (21) <u>2—クロロ—4,6—ビスエチルアミノ (—S—トリアジン別名シマジン) 1 リットルにつき0.03ミリグラム以下</u> (22) <u>S—4—クロロベンジル=N, N—ジエチルチオカルバマート</u>

新	旧
	<u>(別名チオベンカルブ) 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下</u> <u>(23) ベンゼン 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下</u> <u>(24) セレン及びその化合物 1 リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下</u> <u>(25) ほう素及びその化合物 1 リットルにつきほう素10ミリグラム以下</u> <u>(26) ふつ素及びその化合物 1 リットルにつきほう素8ミリグラム以下</u> <u>(27) フェノール類 1 リットルにつき5ミリグラム以下</u> <u>(28) 銅及びその化合物 1 リットルにつき銅3ミリグラム以下</u> <u>(29) 亜鉛及びその化合物 1 リットルにつき亜鉛5ミリグラム以下</u> <u>(30) 鉄及びその化合物 (溶解性) 1 リットルにつき鉄10ミリグラム以下</u> <u>(31) マンガン及びその化合物 (溶解性) 1 リットルにつきマンガン10ミリグラム以下</u> <u>(32) クロム及びその化合物 1 リットルにつきクロム2ミリグラム以下</u> <u>(33) ダイオキシン類 1 リットルにつき10ピコグラム以下</u> <u>(34) (略)</u> <u>(35) (略)</u> <u>(36) (略)</u>
<u>(2)</u> (略)	
<u>(3)</u> (略)	
<u>(4)</u> (略)	

新	旧
<u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) (行為の許可) 第19条 (略) 2 <u>令第16条</u>で定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	<u>(37)</u> (略) <u>(38)</u> (略) <u>(39)</u> (略) <u>(40)</u> (略) <u>(41)</u> (略) (行為の許可) 第19条 (略) 2 <u>下水道法施行令</u>（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第16条で定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。